



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発行者 組織情宣部
2023年9月2日 No.648

乗務員の労働時間は適正に指示、運用されていますか！？

運用行路表「その他時間」について申し入れを提出！

2023年3月18日に実施されたダイヤ改正において、各本部、各支社の乗務員職場で「駅業務・企画業務等」に従事する時間が乗務員運用行路表に指定され、乗務員の働き方が変わりました。

しかし、行路内に「駅業務・企画業務」に従事する際の時間の取り扱いや表記方法等が、各本部、各支社で違いがあることが明らかになりました。「安全・安定輸送」を柱とした乗務労働の特殊性に踏まえ、就業規則85条の定めに従った運用を求めるとともに、各支社で異なっている取り扱いを統一していくことが、運用行路上の「その他時間」を有益に業務に従事することにつながると認識していることから、9月1日に経営側に申し入れを提出しました。

◆JR東日本 就業規則第85条1項9号

(労働時間A)

第85条 労働時間Aは、次の各号に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定する。

(9) その他時間は、あらかじめ他の業務を行う場合、運用行路表に指定した時間とする。

《申し入れ項目》

1. 「『その他時間』はあらかじめ他の業務を行う場合に運用行路表に指定した時間とする」となっているが「あらかじめ」とはどの時期を指すのか明らかにすること。
また「他の業務」とは何を指すのか全て明らかにすること。
2. 「あらかじめ他の業務を行う場合は『その他時間』として運用行路表に指定した時間とする」としているにも関わらず「付加時間」として運用行路表に記載している理由を明らかにすること。
また「その他時間」と「付加時間」の性質の違いを明らかにすること。
3. 運用行路表に「その他時間」の開始時刻、終了時刻を明記しない箇所があるが、その理由を明らかにすること。
4. 一連の作業でモデル時間を算出した準備時間、整理時間、折り返し時間を分断し、その間に「その他時間」を行うことに対する見解を明らかにすること。
5. 「その他時間」は「あらかじめ他の業務を行う場合」と定め、予め決められた作業があるにも関わらず、社員発信の業務を許可する理由を明らかにすること。
6. 枠外である短時間行路の「その他時間」との性質の違いを明らかにすること。